ひょうごの土木技術活用システム実施要領

(目的)

第1条 ひょうごの土木技術活用システム(以下、「本システム」という。)は、県内の開発意欲のある企業の支援、県内で開発された技術の育成を目的に、県内の有用な土木技術を登録し一般に広く情報提供するシステムである。この要領は、本システムを運用するにあたり必要な事項について定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、「県内技術」とは、以下(1) \sim (2)のものが開発した公共工事等に関する技術をいう。
 - (1) 本社が兵庫県内にある企業
 - (2) 共同開発のために設立した団体で前号に該当する企業が開発者として参画しているもの

(登録要件)

- 第3条 登録要件は、県内技術のうち、以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国土交通省が運用している新技術情報提供システム (NETIS) に掲載されているもの (NETIS掲載期間終了技術リストに掲載されているものも含む)
 - (2) 建設技術審査証明書の交付を受けているもの(有効期間が終了したものも含む)

(登録申請)

第4条 本システムへの県内技術の登録を受けようとするもの(以下、「申請者」という。) は、必要書類を作成のうえ登録を申請しなければならない。なお、登録申請の方法や必 要書類の詳細については、別途定めるものとする。

(登録情報の変更)

第5条 申請者は、登録情報に変更があった場合は、必要書類を作成のうえ登録情報の変 更申請をしなければならない。なお、変更申請の方法については、別途定めるものとす る。

(施工実績の登録)

第6条 申請者は、本システムに登録された県内技術について、登録後の施工実績があれば、前条により施工実績を更新しなければならない。施工実績の更新のみの登録情報の変更は、毎年4月に受け付けるものとする。なお、県が特別な事情により認めた場合はこの限りではない。

(登録期限)

第7条 登録期限は、本システムに登録した日の翌年度の4月1日から起算して3年を経

過した日までとする。ただし、登録期限までに第6条による施工実績の登録があり、申請者から登録期限の延長の申し出があった場合は、登録期限を3年間延長することができる。登録期限延長後の3年間に施工実績があった場合も同様の扱いとする。

(登録の抹消)

- 第8条 県は、本システムに登録された県内技術について、次の各号のいずれかに該当するときは登録を抹消することができる。
 - (1) 登録期限が過ぎたとき
 - (2) 申請者が登録の抹消を申し出たとき
 - (3) 開発者の本社移転等により登録要件に適合しなくなったとき
 - (4) 申請内容に虚偽の記載があったとき
 - (5) 施工実態等により当該技術に問題があると判断したとき
 - (6) その他、県が必要と認めたとき

(掲載情報の位置付け)

- 第9条 本システムに掲載する情報の位置付けは以下のとおりである。
 - (1)本システムの掲載情報は、開発者の申請に基づく技術情報を掲載したものであり、 その内容を県が評価したものではなく、県が当該技術の性能等を保証するもので はない。
 - (2) 掲載情報に伴う苦情、紛争等への対応は、申請者が行うものであり、県は何らの 責任も有さない。

(所掌)

第10条 この要領に関する事務は、兵庫県土木部技術企画課において所掌する。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。